

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月14日
【四半期会計期間】	第97期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ニッチツ
【英訳名】	NITCHITSU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣瀬 靖夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番30号
【電話番号】	(03) 5561 6200 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 管理本部長 松原 祐生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番30号
【電話番号】	(03) 5561 6200 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 管理本部長 松原 祐生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第3四半期 連結累計期間	第97期 第3四半期 連結累計期間	第96期
会計期間	自2020年 4月1日 至2020年 12月31日	自2021年 4月1日 至2021年 12月31日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
売上高 (百万円)	6,431	5,613	8,473
経常利益 (百万円)	62	20	102
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (百万円)	97	10	82
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	39	18	68
純資産額 (百万円)	10,832	10,937	10,940
総資産額 (百万円)	15,501	15,051	15,298
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	47.20	4.90	39.85
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.9	72.7	71.5

回次	第96期 第3四半期 連結会計期間	第97期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2020年 10月1日 至2020年 12月31日	自2021年 10月1日 至2021年 12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	65.32	14.82

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第96期及び第96期第3四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第97期第3四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 当社は、「株式給付信託(BBT)」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を四半期連結(連結)財務諸表において自己株式として計上しております。1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失()の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界経済は回復傾向を継続し、ワクチン接種の進展を背景に経済活動再開を探る動きとなりました。

そうした中、造船業界では世界的に受注が大幅に増加し、国内造船所の昨年（1月～12月）の受注も1,521万総トン（日本船舶輸出組合 契約実績）と前年同期比2.1倍に増加しました。

当社を取り巻く事業環境については、機械関連事業の船用機器は、ようやく年末にかけて需要に底打ちの兆しが見られました。産業機器は、水力、風力発電等の重電関連に需要が見られました。また、資源関連事業については、半導体、情報通信関連分野において、引き続き需給が逼迫しています。賃貸ビル業においては、都内オフィスビルの平均空室率は一部上げ止まりの兆しが見られましたが、賃料は引き続き下落傾向にあります。

上述の如き環境の下、当第3四半期連結累計期間の売上高は5,613百万円（前年同期比12.7%減）、営業損失は93百万円（前年同期は57百万円の営業利益）となりましたが、機械関連事業に係る中国合弁会社持分の譲受等に伴う持分法による投資利益102百万円を営業外収益に計上したこと等から、経常利益は20百万円（前年同期比66.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は10百万円（前年同期は97百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は9百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ0百万円増加しております。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

機械関連事業

船用機器については、船殻ブロックはスポット工事の積極的な取り込みにより、受注、売上とも前年並みを確保しましたが、ハッチカバーは来年度以降納期の受注には動きが見られたものの、足許の売上は前年同期比で大幅に減少し、工事量不足による原価単価上昇により受注損失引当金が大幅に増加し、船用機器全体としては大幅な赤字となりました。産業機器については、受注はほぼ前年並みとなりましたが、売上高は減少し工事量不足による原価単価の上昇により採算が悪化しました。

この結果、機械関連事業全体では、売上高は3,158百万円（前年同期比24.0%減）、セグメント損失は196百万円（前年同期は21百万円のセグメント損失）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は16百万円減少し、セグメント利益は1百万円減少しております。

資源関連事業

結晶質石灰石部門は、7月以降採掘原石の白色度低下の影響が継続し前年同期比で減収減益となりました。半導体封止材などの原料であるハイシリカ（精製珪石粉等）部門は、半導体関連需要は引き続き堅調でした。インドでの新型コロナウイルスの感染拡大に伴うロックダウンの影響による原料の入荷遅延や品質のバラツキ発生への対応により原料費が上昇しましたが、高単価製品の売上増などにより前年同期比では増収増益となりました。

この結果、資源関連事業全体では、売上高は1,818百万円（前年同期比9.1%増）、セグメント利益は7百万円（前年同期は3百万円のセグメント損失）となりました。なお、収益認識会計基準の適用により、売上高は6百万円増加し、セグメント利益は2百万円増加しております。

不動産関連事業

賃貸ビル市況が低迷する中、稼働率の低下等により売上高が97百万円（前年同期比10.5%減）、セグメント利益は34百万円（前年同期比28.9%減）となりました。

素材関連事業

耐熱塗料の売上高は、工業用の減少を輸出増で補い、前年同期比で増収増益となりました。

ライナテックス（高純度天然ゴム）関連の売上高は、新規顧客及びセメント業界向けを中心に大きく伸ばし、前年同期比で増収増益となりました。

この結果、素材関連事業全体では、売上高は538百万円（前年同期比8.0%増）、セグメント利益は56百万円（前年同期比77.5%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、15,051百万円となり、前連結会計年度末比247百万円減少いたしました。これは、有形固定資産の増加等により固定資産合計が66百万円増加しましたが、現金及び預金の減少等により流動資産合計が313百万円減少したことによるものであります。

負債合計は4,114百万円となり、前連結会計年度末比244百万円減少いたしました。これは受注損失引当金が増加する一方で、その他に含まれる未払費用が減少したこと等によるものであります。

純資産合計は10,937百万円となり、前連結会計年度末比2百万円減少いたしました。これは、為替換算調整勘定が増加したものの、その他有価証券評価差額金が減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は72.7%となりました。

収益認識会計基準等の適用により、利益剰余金の期首残高が0百万円減少したこと等により純資産が減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は当第3四半期連結会計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に關する基本方針を定めております。その内容は次のとおりです。

基本方針の内容

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業及び素材関連事業の多角化を通じて、当社グループの収益力向上と安定を図るといふ当社の経営にあたっては、豊富な経験と見識、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が必要不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社グループの企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえ、大量取得者の提案が当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は1950年8月、石炭・金属兼業の鉱業会社としてスタートを切り、過去の蓄積を活かしながら事業を再構築することで、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業、素材関連事業で構成されるユニークな企業に成長するとともに、企業価値の源泉を通じて、いつの時代も企業理念に掲げる「高度な産業生産財を提供し、もって、社会の発展に貢献すること」を実現してまいりました。

今後の当社における企業価値向上の取組みは次のとおりです。機械関連事業のうち舶用機器部門においては、工事量の変動に柔軟に対応できる生産体制を構築するとともに、産業機器部門においては、水力発電、風力発電、製鉄関連等の工事獲得に努め、収益力の改善を図ります。資源関連事業のうち結晶質石灰石部門においては、出鉱量の安定化に努めるとともに、様々な用途開発に取り組みます。ハイシリカ部門においては、旺盛な半導体関連需要に応じて販売増に努めること、加えて、国内工場では高付加価値製品への生産シフト、汎用品につ

いては海外生産委託を進めるとともに、精製ノウハウを活用して、超微粉クラスの新製品開発に注力します。素材関連事業のうち耐熱塗料部門では、少量多品種に対応するため生産の効率化を図ること、ライナテックスでは、新規顧客の開拓と得意の粉体技術を応用できる案件の受注に努めます。

さらに、これらの取組みを実現するための共通の基盤となる「人材」については、リファラル採用等に取り組みとともに、地域社会の皆様との間に確立した「パートナーシップ」も活かし、地域高校生に就業体験の機会を積極的に提供するほか、海外実習生の受入れも計画的に推進し、「人材の育成と確保」に努めます。また当社の設備については、企業価値の維持・向上のために引き続き計画的な更新を進め、効率的かつ安全な操業の確保に努めます。

最後に、鉱山の開発・運営を祖業とする当社においては、鉱害対策と環境保全は企業の重要な社会的責任と認識しています。金属鉱山には重金属成分等の有害物質を含む坑廃水が流出する恐れがあり、操業期間中はもとより、閉山後も企業が存続している限りは坑廃水処理を義務付けられております。このため当社は、坑廃水による鉱害防止と環境保全に努めており、地域社会をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の維持・強化を図ります。

上記の取組みを鋭意推進することで主要な経営指標の改善・向上に努め、当社の企業価値のみならず株主共同の利益の確保・向上を実現していく所存です。

(ロ) コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題の一つと認識し、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2021年12月23日)をご参照ください。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プラン)

(イ) 本プランの目的

当社は、2021年10月20日開催の取締役会において本プランの導入を決議し、2021年12月23日開催の臨時株主総会における承認に基づき、本プランを更新いたしました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(ロ) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2021年12月23日開催の臨時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております、2021年10月20日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（http://www.nitchitsu.co.jp/wp-content/files_mf/release20211020.pdf）をご覧ください。

本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

(イ) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

(ロ) 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足しております。また、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論や、「コーポレートガバナンス・コード」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

2) 株主意思の重視

本プランは、2021年10月20日開催の取締役会において導入の決議を行った後、2021年12月23日開催の臨時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に更新されたものであり、株主の皆様のご意思が反映されていること、一定の場合に、本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認することとしていること等から、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと、また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、12百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,520,000
計	8,520,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,130,000	2,130,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	2,130,000	2,130,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	2,130,000	-	1,100,000	-	793,273

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、2021年12月23日開催の臨時株主総会招集のために設定した直前の基準日（2021年11月12日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年11月12日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,122,200	21,222	-
単元未満株式	普通株式 7,600	-	-
発行済株式総数	2,130,000	-	-
総株主の議決権	-	21,222	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)及び株式給付信託(BBT)に関して(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式57,600株(議決権の数576個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

2021年11月12日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニッチツ	東京都港区赤坂一丁目11番30号	200	-	200	0.01
計	-	200	-	200	0.01

- (注) 株式給付信託(BBT)に関して(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式57,600株は、上記自己株式等に含まれておりません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,840,288	4,194,897
受取手形及び売掛金	1,768,038	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	1,525,288
電子記録債権	358,432	424,352
商品及び製品	246,284	237,076
仕掛品	736,747	1,124,780
原材料及び貯蔵品	287,190	271,018
その他	320,805	465,719
貸倒引当金	1,128	224
流動資産合計	8,556,659	8,242,908
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,617,101	1,590,024
機械装置及び運搬具(純額)	543,633	709,219
土地	2,303,401	2,303,401
その他(純額)	190,126	108,547
有形固定資産合計	4,654,262	4,711,193
無形固定資産	130,761	127,176
投資その他の資産		
投資有価証券	1,355,757	1,283,391
その他	606,263	688,032
貸倒引当金	4,778	1,032
投資その他の資産合計	1,957,242	1,970,391
固定資産合計	6,742,266	6,808,761
資産合計	15,298,925	15,051,669

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	640,562	668,950
短期借入金	1,230,160	1,229,680
未払法人税等	24,778	15,141
賞与引当金	87,102	22,813
受注損失引当金	37,404	145,457
その他	1,078,314	856,425
流動負債合計	3,098,322	2,938,467
固定負債		
長期借入金	54,640	20,000
役員退職慰労引当金	23,215	21,707
役員株式給付引当金	38,439	41,047
環境安全対策引当金	5,008	4,972
退職給付に係る負債	733,528	735,919
資産除去債務	63,355	63,569
その他	342,283	288,597
固定負債合計	1,260,468	1,175,814
負債合計	4,358,790	4,114,282
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,100,000	1,100,000
資本剰余金	811,257	811,257
利益剰余金	8,850,030	8,827,379
自己株式	118,446	106,925
株主資本合計	10,642,841	10,631,710
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	298,567	243,969
繰延ヘッジ損益	-	997
為替換算調整勘定	75,894	126,028
退職給付に係る調整累計額	77,169	65,319
その他の包括利益累計額合計	297,293	305,676
純資産合計	10,940,134	10,937,387
負債純資産合計	15,298,925	15,051,669

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	6,431,995	5,613,463
売上原価	5,538,774	4,893,944
売上総利益	893,220	719,519
販売費及び一般管理費	835,968	813,162
営業利益又は営業損失()	57,251	93,643
営業外収益		
受取利息	375	300
受取配当金	39,500	43,801
持分法による投資利益	-	102,915
補助金収入	17,460	11,601
その他	20,606	38,670
営業外収益合計	77,943	197,288
営業外費用		
支払利息	7,987	6,522
持分法による投資損失	4,031	-
休廃止鉱山管理費	41,845	72,553
その他	19,122	3,642
営業外費用合計	72,985	82,718
経常利益	62,209	20,926
特別利益		
固定資産売却益	141	509
投資有価証券売却益	21,583	-
その他	4,063	-
特別利益合計	25,788	509
特別損失		
固定資産処分損	1,100	5,755
災害による損失	205,496	-
その他	1,839	1,407
特別損失合計	208,436	7,163
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	120,439	14,273
法人税、住民税及び事業税	14,538	26,814
法人税等調整額	37,463	22,673
法人税等合計	22,925	4,140
四半期純利益又は四半期純損失()	97,514	10,132
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	97,514	10,132

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	97,514	10,132
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	54,801	54,597
繰延ヘッジ損益	585	997
退職給付に係る調整額	6,799	11,850
持分法適用会社に対する持分相当額	3,300	50,134
その他の包括利益合計	57,714	8,383
四半期包括利益	39,799	18,516
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	39,799	18,516
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することにより、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は9,865千円減少し、売上原価は10,703千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ838千円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は838千円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	- 千円	152,768千円
電子記録債権	-	44,692

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	244,587千円	261,678千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,649	5	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金
2020年11月6日 取締役会	普通株式	21,298	10	2020年9月30日	2020年12月7日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に関して(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金319千円及び639千円がそれぞれ含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月5日 取締役会	普通株式	31,945	15	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に関して(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金880千円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	機械関連 事業	資源関連 事業	不動産関連 事業	素材関連 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,157,485	1,666,746	109,102	498,661	6,431,995	-	6,431,995
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,901	159	-	6,408	20,469	20,469	-
計	4,171,387	1,666,905	109,102	505,069	6,452,464	20,469	6,431,995
セグメント利益又は損 失()	21,955	3,282	49,150	31,631	55,544	1,707	57,251

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去7,198千円、全社費用 5,490千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	機械関連 事業	資源関連 事業	不動産関連 事業	素材関連 事業	計		
売上高							
一時点で移転される財	2,954,260	1,819,000	97,601	551,562	5,422,425	25,024	5,397,400
一定の期間にわたり 移転される財	216,063	-	-	-	216,063	-	216,063
顧客との契約から生じ る収益	3,170,323	1,819,000	97,601	551,562	5,638,488	25,024	5,613,463
売上高							
外部顧客への売上高	3,158,483	1,818,828	97,601	538,550	5,613,463	-	5,613,463
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,840	172	-	13,012	25,024	25,024	-
計	3,170,323	1,819,000	97,601	551,562	5,638,488	25,024	5,613,463
セグメント利益又は損 失()	196,672	7,626	34,940	56,144	97,960	4,317	93,643

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去9,321千円、全社費用 5,004千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (注)1、2	47円20銭	4円90銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	97,514	10,132
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	97,514	10,132
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,065	2,069

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を控除しております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間63,900株、当第3四半期連結累計期間60,450株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2021年11月5日開催の取締役会において、第97期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....31,945千円
- (ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭
- (ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日.....2021年12月6日

- (注) 1. 2021年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。
2. 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に関して(株)日本カストディ銀行(信託Eロ)が保有する当社株式に対する配当金880千円が含まれております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社ニッチツ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 直子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッチツの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッチツ及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。